

シェアサイクル連絡作業部会設置要綱

(目的)

第1条 大阪市自転車活用推進会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、シェアサイクルの効果や利用実態、課題などについて情報共有を行い、関係所属及び区での取り組みの推進に寄与するためにシェアサイクル連絡作業部会（以下、「連絡部会」という。）を設置する。

(取扱事項)

第2条 連絡部会は、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 各所属及び区が実施するシェアサイクルに関する施策の情報共有
- (2) その他、前条に定める目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡部会は、大阪市自転車活用推進会議の会長が指名する区長の所管する区役所、及び別表に掲げる所属の関係部署の課長級の職員（以下、「部会員」という。）で構成することとし、各年度当初に部会員名簿の確認を行う。

(運営)

第4条 連絡部会は、計画調整局計画部交通政策課が随時、部会員を招集して行う。

- 2 計画調整局計画部交通政策課は必要に応じ、部会員以外の者に連絡部会への出席を求めることができる。

(作業部会への報告)

第5条 連絡部会は、開催結果を作業部会に報告する。

(庶務)

第6条 連絡部会の庶務は、計画調整局計画部交通政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、部会員の合意のもと定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

(別表)

関係所属	都市交通局 計画調整局 建設局
------	-----------------------